

戸田市国民健康保険運営協議会議事録

招集期日	令和元年 11 月 5 日 (火)					
場 所	市 役 所 7階 第5委員会室					
開 会	11月5日	午後 2 時00分	会 長	齊藤 恭平		
閉 会	11月5日	午後 3 時15分	会 長	齊藤 恭平		
会 長	齊藤 恭平			副 会 長	榎本 潤一	
委 員 出 席 状 況	俣田 康二	(出) 欠	福田 恵理子	(出) 欠	川原 哲	(出) 欠
	榎本 富佐江	(出) 欠	早船 直彦	(出) 欠	梅田 浩	(出) 欠
	佐藤 寿宏	(出) 欠	染川 智行	(出) 欠	駒崎 繁夫	(出) 欠
	星 宏和	(出) 欠	齊藤 恭平	(出) 欠	榎本 潤一	(出) 欠
	岸 和弘	(出) 欠	原島 晴雄	(出) 欠	垣田 真一	(出) 欠
説明員	久川福祉部長 矢ヶ崎福祉部次長					
	清水保険年金課長 末次収納推進課主幹					
	尾里保険年金課主幹 小島保険年金課副主幹 柄澤収納推進課副主幹					
書 記	藤原保険年金課主任 渡部保険年金課主事補					

議 事 件 名 会 議 の 経 過 及 び 結 果	
<p>審議案件</p> <p>(1) 令和元年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案)について</p> <p>(2) 戸田市国民健康保険税条例における旧被扶養者に係る条例減免の取扱要領の一部改正について</p> <p>(3) 平成30年度税率改正の効果影響の検証について</p> <p>その他</p> <p>(1) 令和元年度第4回戸田市国民健康保険運営協議会開催スケジュールについて</p>	
事務局	司会及び開会のあいさつ、資料確認
会長	あいさつ
事務局	出欠状況報告(15名中15名出席)
	○戸田市国民健康保険に関する規則第4条第4項の規定に基づき会議に必要な定足数に足りているため会議が有効である旨を報告
	○戸田市国民健康保険に関する規則第4条第1項の規定に基づき会長が議長となる旨報告
会長	○議事録署名人の指名(榎本 委員(1号委員)、梅田 委員)
	それでは、次第に基づきまして、進行いたします。
	(1) 令和元年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案)について、事務局から説明をお願いします。
事務局	【案件(1)資料に基づき説明を行う。】
会長	事務局からの説明内容につきまして、ご意見等ございますか。特にご意見等なければ原案のとおり承認いただくことにご異議ございませんか。
委員	(異議なし)
会長	続いて、(2)戸田市国民健康保険税条例における旧被扶養者に係る条例減免の取扱要領の一部改正について、事務局より説明をお願いします。
事務局	【案件(2)資料に基づき説明を行う。】
会長	事務局からの説明内容につきまして、ご意見等ございますか。
委員	国からの見直しを行うこととされている通知内容についてですが、所得割と均等割両方に対して減免できるという通知でしょうか。均等割だけ半分免除できるという通知でしょうか。

事務局	<p>現行の所得割全額免除と、均等割半額免除というのは、元々の国の制度で、市の独自の部分はありません。均等割の半額免除の期間を短縮するという見直しの実施については、国の通知に沿った改正になります。国は令和元年度から実施するとの内容ですが、本市は令和2年度からとしたものになります。</p>
委員	<p>国の制度改正を、戸田市は1年見送ったことで交付金への影響はあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>国の基準どおりであれば、実施した減免額は国から補填されます。今回、市独自で減免した形の均等割額の部分については、国の交付金の対象とはなりません。</p>
委員	<p>それによって交付金が減額になることなどはありますでしょうか。</p>
事務局	<p>国の交付金はその分減額となることはありますが、ペナルティという形のものはありません。</p>
会長	<p>他にご意見等ございますか。特にご意見等なければ原案のとおり承認いただくことにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>続いて、(3)平成30年度税率改正の効果影響の検証について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【案件(3)資料に基づき説明を行う。】</p>
会長	<p>事務局からの説明内容につきまして、ご意見等ございますか。</p>
委員	<p>未申告が多いですが、どのような理由で未申告になるのでしょうか。</p>
事務局	<p>税申告への意識が乏しい方や、年金のみで申告不要であるという国税の方針をもとに申告しなかった方などもあります。</p>
委員	<p>未申告の方はどのように見つけていくのでしょうか。また、未申告の方との接触はあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>未申告の方は、データで抽出しています。未申告の方との接触に関しては、市民の方から税額等について、問い合わせがあった際などに、所得データがない中での各種計算となっていることを説明し、申告して頂くようご案内しています。</p>
委員	<p>未申告の方に保険証は発行しているのでしょうか。</p>
事務局	<p>保険証の発行はしておりますが、病院で高額療養費に該当する場合、所得が不明の場合は、一番高い区分での限度額となり、市民の方にとって不利になる形になります。このため、随時、未申告の方には申告して頂くようお願いしているところです。</p>

委員	未申告について他市との比較はできていますでしょうか。
事務局	特に資料がなく、リアルタイムでの他市町村国保の未申告者数の把握はできていない状態です。
委員	外国人の方は、マイナンバーを付与されているのでしょうか。
事務局	外国人の方も、マイナンバーは付与されています。
委員	マイナンバーでの所得照会では、外国人の方の所得も分かるのでしょうか。
事務局	入国後すぐは住民税申告がないのですが、2年目から住所地の自治体に税申告が必要なので、申告していればマイナンバーで照会できます。
委員	マイナンバーの活用については当然のことと考えます。行政のシステム化をもっと進めるべきだと思います。システムをしっかりと整備すれば、今後、職員の労力を減らすことができると思います。
事務局	戸田市の現状では、マイナンバーの利用を法で認められている分野の情報連携においても、一部ですが、職員の手作業による部分が生じております。委員からのご指摘のとおり、今後はシステムによる一括データ連携について、作業効率や正確性の観点からも、積極的に進める必要があると考えております。
委員	収納率についても属性分析して対策を検討してはどうでしょうか。
事務局	収納状況のデータと紐づけた賦課データの分析については、手法も含めて今後の研究課題としたいと思いますが、現状では、国保加入窓口での口座振替推進を徹底し、より納付しやすい環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。
委員	納税について、分割でも一括でも同じ額になっているかと思いますが、一括の場合に得になるような方法はあるのでしょうか。
事務局	以前には、戸田市でも市税等の納税組合などがあった時期もございます。また、国民年金では保険料の前納制度が現状ございますが、国民健康保険税では、税負担の公平性の観点から一括納付の割引制度はありません。
委員	徴収部門にいた知見ですが、今でも、前納報奨金制度というものの自体はあるはずであるが、口座振替の普及などで、納税者間の不公平や、口座振替の人が敢えて外れてしまうなどの弊害もあり、あまり実施している団体は少ないようです。
委員	転入者に未申告と所得なしが多い理由は何でしょうか。
事務局	入国した外国人は所得なしとなりますので、所得なしの人数を増やしている要因のひとつと思われます。未申告が多いのは、転居が多い方などは住所地に税申告する意識が乏しかったり、申告基準日の前にまた転居してしまったりという生活の人が多くことも要因と思われます。

委員	収入や所得はないが、財産がある人はどのようになるのでしょうか。
事務局	国保税の仕組みが収入や所得に応じているため、資産や貯金はあるが所得がない方については、国保税は低く計算される仕組みになっております。4方式をとっている自治体については、資産割の部分で資産のある人に負担をお願いしていますが、本市は23年度に2方式に改めており、また、埼玉県では2方式に集約しつつある途中です。
委員	滞納がある世帯への対応方針については、考えられているのでしょうか。
事務局	滞納者の財産調査を行い、預金や生命保険等がある場合は、必要に応じて差し押さえ予告通知を行っただうえで、差し押さえを実施することになります。その際においても、分納の相談があればこれに対応しているところです。
会長	その他、ご意見ございますか。無いようでしたら、事務局から何か追加の説明等ありますか。
事務局	所得の把握やマイナンバー連携の活用、納税のしやすさなど収納チャネルについて、多くのご意見をいただきありがとうございます。皆様のご意見をふまえて、令和2年度については、税率等については据え置き、本日重点的にご議論いただきました、国民健康保険税未申告者の対応や、口座振替推進等の取り組みを進めていくということによろしいのでしょうか。
会長	事務局がまとめてくれた今の内容で、ご異議等ございますか。
委員	(異議なし)
会長	それでは、案件(3)の審議を終了したいと思います。その他として、事務局から何かありますか。
事務局	【令和元年度第4回戸田市国民健康保険運営協議会開催スケジュールについて説明を行う。】
会長	ありがとうございました。事務局からの説明内容につきまして、ご意見等ございますか。
事務局	ご意見等がなければ、以上をもちまして本日の審議案件は全て終了となります。議事進行の方を事務局にお返しします。 会長、議事進行どうもありがとうございました。 閉会のあいさつ